

工事関係書類一覧表

2025年4月1日から適用

土木工事編

区分	書類名	作成根拠 ※1			様式 ※2	提出・提示方法 ※3			押印		摘要	監督員へ		検査員確認 ※5	
		工事請負契約款	契約規則	その他		書面	メール	ASP ※4	代表者	現場代理人		提示	提出		
工事着工前	監督員任命(変更)通知書	第10条*	第55条	横浜市請負工事監督事務取扱規程第4条第3項* 横浜市請負工事監督事務取扱要綱第3条	○	○	×	○			R7/3/26以降に契約の申込みの誘引を行った契約はASP可 ※ 発注者が作成				
	「分別解体等の方法」の説明書			建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12,13条	○	○	○	○			監督員が内容を確認、契約書に添付		○		
	工事着手届出書	第3条			①	○	○	○			着手にあたり提出			○	
	現場代理人・主任技術者・監理技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐選定通知書	第11条第1.5項*			③	○	×	○			R7/3/26以降に契約の申込みの誘引を行った契約はASP可 着手にあたり提出			○	
	請負代金内訳書	第4条第1項	第35条		②	○	○	○			契約締結後5日(休日を除く)以内 ただし、発注者が不要でない認められた場合は省略可 今後、工程表に余裕期間を明記する必要がある			○	
	工程表	第4条第1項	第52条		④	○	○	○						○	
	専門技術者選定通知書	第11条第5項*			⑤	○	○	○			専門技術者を定めたとき(変更したときも同様)			○	
	建設業退職金共済証紙購入状況等報告書等			土木工事共通仕様書第1編1-1-41-6	○	○	×	×			契約締結後2か月以内に提出 遅延の際は遅延理由書(任意様式)を提出 電子申請方式の場合は、電子及びASPも可 参考:「建設業退職金共済制度の推進について(依頼)」 押印を省略した請求書等については、電子メールでの提出が可。 (https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kaikai/shiharai/syoryaku/seikyuu-ouin.html)			○	
	(前払金)請求書	第35条第1項	第78条			○	○	×	◎					○	
	V E 提案書			横浜市契約後 V E 方式実施要綱	○	○	○	○			契約後 V E 時			○	○
	(電子納品)事前協議チェックシート			電子納品に関する特記仕様書	○	○	○	○			工事着工前に監督員と協議し、「(電子納品)事前協議チェックシート」を提出すること。また、工事過程で提出方法の変更が生じる場合、監督員と協議の上、「(電子納品)事前協議チェックシート(変更)」を提出すること。			○	○
	コリンス登録「登録のための確認のお願い」			土木工事共通仕様書第1編1-1-5	⑧	○	○	○			500万円以上の工事が対象 受注・変更・完成・訂正時、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録機関へ申請し、「登録内容確認書」を速やかに提出する。	○			
	コリンス登録「登録内容確認書」			土木工事共通仕様書第1編1-1-5	⑧	○	○	○				○			
	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工用-			土木工事共通仕様書第1編1-1-18-5	○	○	○	○			施工計画書に含めて監督員に提出			○	
	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工用-			土木工事共通仕様書第1編1-1-18-6	○	○	○	○			施工計画書に含めて監督員に提出			○	
	工事登録証明書					○	○	○			再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書作成時に合わせて提出			○	
	建設副産物確認処分届			土木工事共通仕様書第1編1-1-18-15	⑩	○	○	○			建設副産物を確認処分とした場合			○	○
	施工計画書			土木工事共通仕様書第1編1-1-4	⑦	○	○	○			着工前および変更が生じた場合、当該工事に着工する前に提出			○	○
	設計図書の照査確認資料			土木工事共通仕様書第1編1-1-3-2		○	○	○						○	○
	測量標・境界標確認報告書			土木工事共通仕様書第1編1-1-38-2	⑭	○	○	○			工事測量(仮B M及び多角点の設置、設計図書との照合等)について提出			○	○
	個人情報保護に関する安全管理措置報告書(第1号様式)			横浜市個人情報保護に関する条例 個人情報取扱特記事項	○	○	○	○						○	○
	個人情報保護に関する研修実施報告書・誓約書(第2号様式)			横浜市個人情報保護に関する条例 個人情報取扱特記事項	○	○	○	○						○	○
	施工体制台帳	第8条*		土木工事共通仕様書第1編1-1-9-1(建設業法・入契法)	⑨	○	○	○			下請負契約があるすべての工事が対象 下請負契約締結時(変更が生じた場合、その都度速やかに提出) 写しを提出し、原本は工事現場に備え置く			○	○
	施工体系図			土木工事共通仕様書第1編1-1-9-2(建設業法・入契法)		○	○	○			下請負契約があるすべての工事が対象 下請負契約締結時(変更が生じた場合、その都度速やかに提出)			○	○
	関係機関届出書類 道路使用許可書(写)・ 道路工事・占用届出書(写)など			土木工事共通仕様書第1編1-1-33-6(道路交通法など)		○	○	○			着工前・変更・更新時 監督員の請求があった場合は写しを提出 必要に応じて検査時に提示・確認	○			○
	材料確認願			土木工事共通仕様書第1編2-3-4	⑳	○	○	○			材料使用前および変更・追加時			○	○
	使用材料承諾願			土木工事共通仕様書第1編2-3-4	㉑	○	○	○						○	○
	設計図書に指定された工事材料検査申請書	第14条第3項*	第61条*		⑪	○	×	○			R6/4/1以降に契約の申込みの誘引を行った契約はASPも可 設計図書により指定している材料や、受発注者間での協議により決定された材料			○	○
	工事安全管理計画書			安全管理指定工事に関する特記仕様書		○	○	○			安全管理指定工事の場合(変更計画書含む) 控えを請負人保管			○	○
	工事打合せ簿			土木工事共通仕様書第1編1-1-2-27	⑥	○※6	×	○		◎	契約締結後から工事完成までの書面による協議・提出・提示・報告・通知・申出・確認・承諾・立会・その他			○	○
関係機関協議資料 (許可後の資料)			土木工事共通仕様書第1編1-1-36-3		○	○	○						○	○	
近隣協議資料			土木工事共通仕様書第1編1-1-36		○	○	○						○	○	
実施工程表					○	○	○			監督員が必要と認められた場合は速やかに提出する。また緊急工事等、策定が困難なものは省略できる。			○	○	
工事履行報告(工事月報等)	第12条*	第53条*	土木工事共通仕様書第1編1-1-25		○	×	○			R6/4/1以降に契約の申込みの誘引を行った契約はASPも可			○	○	
変更工程表			土木工事共通仕様書第1編1-1-15		○	○	○			工期変更に伴う監督員との協議の際に作成			○	○	
段階点検確認書			段階点検制度(仮設工等)に関する特記仕様書		○	○	○						○	○	
段階確認書			土木工事共通仕様書第1編1-1-46-6		○	○	○						○	○	
建設副産物確認処分届			土木工事共通仕様書第1編1-1-18-13	○	○	○	○			建設副産物を確認処分とした場合			○	○	
官公庁の休日・夜間等の作業届			土木工事共通仕様書第1編1-1-36-2		○	○	○						○	○	
事故報告書			土木工事共通仕様書第1編1-1-30	⑬	○	○	○			工事中に事故が発生した場合			○	○	
臨機措置通知書	第27条第2項*	第54条*	土木工事共通仕様書第1編1-1-42	⑫	○	×	○			R6/4/1以降に契約の申込みの誘引を行った契約はASPも可 臨機の措置を行った場合、直ちに通知			○	○	
損害状況通知書	第30条第1項*	第73条*	土木工事共通仕様書第1編1-1-39-1		○	×	○			R6/4/1以降に契約の申込みの誘引を行った契約はASPも可 損害の発生後、直ちに通知			○	○	
工事出来形数量計算書			土木工事共通仕様書第1編1-1-19		○	○	○			数量計算書(集計表・使用材料数量表)、図面など 監督員の指示する段階で、出来形数量を算出し、速やかに提出			○	○	
中間前払金に係る認定請求書	第35条第4項		公共工事の中間前払金に関する取扱要領	○	○	○	○			支払いに関する制度 (https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/tetsuduki/tetsuduki/seido_shiharai.html)			○	○	
(支給品材料及び貸与品の)受領書・借用書	第16条第3項	第63条	土木工事共通仕様書第1編1-1-16-1		○	×	○		◎	支給品材料及び貸与品の引渡しを受けた場合、7日以内			○	○	
工事出来形部分検査申請書	第38条第3項*	第79条*	土木工事共通仕様書第1編1-1-22-1	⑯	○	×	○			R6/4/1以降に契約の申込みの誘引を行った契約はASPも可 部分払いの請求をしたとき			○	○	
安全対策関係書類 ※7					○	○	○			原本を提示またはメールによる提出 使用機械、重機点検、足場や支保工、山留め仮締切、地下埋設物確認等の記録等	○			○	
工事出来形部分検査結果通知書	第38条第4項*	第79条*	横浜市請負工事検査事務取扱規程第9条* 横浜市請負工事検査事務取扱要綱第7条	○	○	×	○			R7/3/26以降に契約の申込みの誘引を行った契約はASP可 ※ 発注者が作成			○	○	
(部分払)請求書	第38条第6項	第79条			○	×	×	◎		押印を省略した請求書等については、電子メールでの提出が可。 (https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kaikai/shiharai/syoryaku/seikyuu-ouin.html)			○	○	
監督員指示書			横浜市請負工事監督事務取扱規程第12条* 横浜市請負工事監督事務取扱要綱第4条	○	○	×	○		◎	※ 発注者が作成					

区分	書類名	作成根拠 ※1			様式 ※2	提出・提示方法 ※3			押印		摘要	監督員へ		検査員確認 ※5	
		工事請負契約約款	契約規則	その他		書面	メール	ASP※4	代表者	現場代理人		提示	提出		
51	設計	工事完成期限延長申請書	第22条*	第42条		○	○	○					○		
52	変更	改定工程表	第4条第1項	第52条		○	○	○			当初(改定前)の工程と改定後の工程が比較できるように記載する		○		
53	更時	請書				○	○	×	×	◎			○		
54		支給品精算書				○	×	○		◎			○	○	
55		境界標復元告書				○	○	○					○	○	
56		産業廃棄物管理票(マニフェスト)				○	○	○			施工中、監督員の指示があった場合は提示する	○		○	
57		工事(指定部分に係る工事)完成届出書	第32条第1項*(第39条)	第74条第1項*(第76条)		○	×	○			R6/4/1以降に契約の申込みの誘引を行った契約はASPも可 工事(指定部分)が完成したとき		○		
58		工事目的物引渡書	第32条第4~6項*(第39条)	第74条第6項*(第76条)		○	×	○			R7/3/26以降に契約の申込みの誘引を行った契約はASP可 工事完成検査結果通知書と同日に提出		○		
59		建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表等				○	○	○			参考:「建設業退職金共済制度の推進について(依頼)」		○		
60		実施工程表				○	×	○					○	○	
61	出来形	工事出来形数量計算書				○	×	○			数量計算書(集計表・使用材料数量表)、図面など(求積図含む)		○	○	
62		出来形管理表				○	×	○					○	○	
63		その他の管理データ					○	×	○				○	○	
64		検査合格判定表(出来形)					○	×	○			出来形管理表に記載してもよい		○	○
65	品質管理	品質管理表				○	×	○					○	○	
66		その他の管理データ				○	×	○					○	○	
67		検査合格判定表(品質)					○	×	○			品質管理表に記載してもよい		○	○
68	安全管理	安全訓練実施報告				○	○	○			作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て実施	○		○	
69		災害防止協議会活動記録				○	○	○				○		○	
70		店社パトロール実施記録				○	○	○				○		○	
71		安全巡視、TBM、KY実施記録				○	○	○				○		○	
72		新規入場者教育実施記録				○	○	○				○		○	
73		仮設通路等の日常点検チェックシート				○	○	○			工事中の歩行者に対するバリアフリー推進に関するガイドライン	○		○	
74	工事完成時	交通誘導員集計表				○	×	○					○	○	
75		交通誘導員伝票				○	×	×					○	○	
76		搬出入関係	残土搬入整理券				○	×	×					○	○
77			スクラップ計量証明書				○	×	×					○	○
78			搬出関係各種集計表				○	×	×					○	○
79			搬出関係伝票				○	×	×					○	○
80			改良土購入券				○	×	×					○	○
81			搬入関係各種集計表				○	×	×			路盤材・生コンクリート材等 各材料伝票の頭につける材料納入集計表でもよい		○	○
82		搬入関係伝票				○	×	×					○	○	
83			工事記録写真	第15条第3.5項*	第62条		○	×	○			電子納品に関する特記仕様書	施工中は監督員の請求があった日から7日以内に提出	○	○
84		総合評価実施報告書				○	×	○				総合評価落札方式を適用して契約し、ガイドライン、設計図書等で提出を求めた場合に提出する。	○		
85		現場環境改善の実施状況				○	×	○			現場環境改善(イメージアップ)に関する特記仕様書	現場環境改善(イメージアップ)対象工事の場合、実施関係資料実施状況写真、経費内訳及びこれを証明する伝票類		○	
86		創意工夫・社会性等に関する実施状況				○	×	○			創意工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出する。		○		
87		工事完成図書				○	×	○					○		
88		工事完成図				○	×	○					○	○	
89		工事管理台帳				○	×	○					○	○	
90		再生資源利用実施書 -建設資材搬入工用-				○	○	×	○				○	○	
91		再生資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工用-				○	○	×	○				○	○	
92		工事登録証明書				○	○	×	○			再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書作成時に合わせて提出	○	○	
93		再資源化等報告書				○	○	×	○		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条		○		
94		工事完成検査結果通知書	第32条第2項(第39条)*	第74条第2項(第76条)*		○	○	×	○		横浜市請負工事検査事務取扱規程第9条* 横浜市請負工事検査事務取扱要綱第7条	R7/3/26以降に契約の申込みの誘引を行った契約はASP可 ※発注者が作成			
95		請求書	第33条第1項	第77条		○	×	×	◎		押印を省略した請求書等については、電子メールでの提出が可。 (https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kaikai/shiharai/syoryaku/seikyuu-ouin.html)		○		

<備考>

- ※ 詳細については、工事関係書類簡素化の手引き(土木工事編)を参照すること。
- ※ 工事関係書類一覧表にない書類の取扱い(提示・提出・検査)については、別途監督員と協議し決定する
- ※1 下線は、契約規則や各規程等に「書面により提出」等と規定されているもの。書面による提出のみ可とするが、*がついている場合はASPも可。
- ※2 ○の中の数字は、横浜市土木工事共通仕様書の参考資料(様式集)の番号を示す。
- ※3 「書面」:紙書類による提出、「メール」:メールやCD等による電子データの提出、「ASP」:工事情報共有システムによる提出とする。2つ以上○がついている場合は、いずれかの方法による。
- ※4 情報共有システム(ASP)を利用する場合、すべての工事帳票について、原則工事打合せ簿に添付する。ただし、情報共有システムに横浜市と同等の様式がある帳票はそれに限らない。
- ※5 検査員確認欄は、必要に応じて監督員または検査員が追加できる。
検査においては、請負人が工事関係書類一覧表に示す書類(検査員確認欄○印)を用意し、監督員が契約図書(変更契約を含む)・施工プロセスチェックリストを用意する。
- ※6 工事打合せ簿に他の書類を添付することで、押印欄が重複する場合は、工事打合せ簿に押印することにより他を省略できる。(不要な欄は斜線を引くなどすること。)
- ※7 検査員にも提示する。